



2026 年 9 月 1 日

各 位

会 社 名 四国化成ホールディングス株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 渡 邊 充 範
(コード番号:4099 東証プライム)
問 合 せ 先 取締役 企画管理担当 安 藤 慶 明
(TEL. 0877 - 22 - 4111)

株式の売出しに関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社普通株式の売出しについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、当社は、本日開催の取締役会において、当該株式売出しの受渡期日の翌営業日から 40 億円及び 1,800,000 株をそれぞれ上限とする自己株式取得を実施することを決議いたしました。自己株式の取得については、本日公表の「自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ」をご参照ください。

記

1. 当社株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）

- | | |
|----------------------------|--|
| (1) 売 出 株 式 の
種 類 及 び 数 | 当社普通株式 4,756,000 株 |
| (2) 売 出 人 及 び
売 出 株 式 数 | 日清紡ホールディングス株式会社 2,000,000 株
太陽ホールディングス株式会社 1,490,000 株
大和証券株式会社 1,266,000 株 |
| (3) 売 出 価 格 | 未定（日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、2026 年 9 月 9 日（水）から 2026 年 9 月 14 日（月）までの間のいずれかの日（以下、「売出価格等決定日」という。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件とし、需要状況等を勘案したうえで決定する。） |
| (4) 売 出 方 法 | 売出しとし、大和証券株式会社（事務主幹事会社兼単独ブックランナー）及び野村證券株式会社を共同主幹事会社とする幹事団（以下、「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。
売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人により売出人に支払われる金額である引受価額を差し引いた額の総額とする。 |
| (5) 申 込 期 間 | 売出価格等決定日の翌営業日から売出価格等決定日の 2 営業日後の日まで。 |

ご注意：この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。この文書は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社は当社株式について、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行わず、また、登録を行うことを予定していません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

- (6) 受 渡 期 日 売出価格等決定日の5営業日後の日
- (7) 申 込 証 拠 金 1株につき売出価格と同一の金額とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 100株
- (9) 大和証券株式会社による当社普通株式の売出しは、売出人である大和証券株式会社が当社の株主である積水樹脂株式会社より買取る(以下、「大和証券株式会社による本買取り」という。)当社普通株式 1,266,000株について売出しを行うものであり、大和証券株式会社による本買取りが中止された場合は、引受人の買取引受けによる売出しも中止する。また、引受人の買取引受けによる売出しを中止した場合には、大和証券株式会社による本買取りも中止される。
- (10) 売出価格、その他引受人の買取引受けによる売出しに必要な一切の事項の承認については、当社代表取締役社長 渡邊 充範に一任する。

2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考>2.を参照のこと。）

- (1) 売 出 株 式 の 種類 及び 数 当社普通株式 713,400株
 なお、上記の売出株式数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。最終の売出株式数は、需要状況等を勘案した上で売
 出価格等決定日に決定する。
- (2) 売 出 人 大和証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（売出価格等決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引
 受けによる売出しにおける売出価格と同一の金額とする。）
- (4) 売 出 方 法 引受人の買取引受けによる売出しの需要状況等を勘案し、大和証券株式
 会社が当社株主より 713,400株を上限として借入れる当社普通株式につ
 いて売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 引受人の買取引受けによる売出しの申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 引受人の買取引受けによる売出しの受渡期日と同一とする。
- (7) 申 込 証 拠 金 1株につき売出価格と同一の金額とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 100株
- (9) 売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の承認については、当社
 代表取締役社長 渡邊 充範に一任する。

<ご参考>

1. 売出しの目的

昨今の上場企業における政策保有株式縮減の潮流を踏まえ、様々な資本政策上の施策を検討する中、今般、一部の株主様より当社株式の売却意向を確認いたしました。当該売却意向を踏まえ、当社より保有株式の売却打診をした他の一部株主様からも理解を得られたことから、当社として最適な株式売却の手法を検討した結果、売出しを決定したものです。株式の円滑な売却機会を提供しながら、個人投資家層を中心とした株主層の拡大及び多様化を図るとともに、株式の流動性を高めます。

2. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメント

ご注意：この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。この文書は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社は当社株式について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

による売出しは、前記「1. 当社株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）」に記載の引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、713,400 株を上限として大和証券株式会社が当社株主より借入れる当社普通株式（以下、「貸借株式」という。）の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合、大和証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数を上限として、追加的に当社普通株式を取得する権利（以下、「グリーンシュエーション」という。）を、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの受渡期日から2026年9月28日（月）までの間を行使期間として、当社株主より付与されます。

大和証券株式会社は、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間（以下、「申込期間」という。）中、当社普通株式について安定操作取引を行う場合があります、当該安定操作取引で買付けた株式の全部又は一部を貸借株式の返還に充当する場合があります。

また、大和証券株式会社は、申込期間終了日の翌日から2026年9月28日（月）までの間（以下、「シンジケートカバー取引期間」という。）、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数を上限として、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります、当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は全て貸借株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、大和証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しを行った株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

大和証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数から安定操作取引及びシンジケートカバー取引に係る貸借株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、グリーンシュエーションの行使を行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については売出価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、大和証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れ、当該株主から大和証券株式会社へのグリーンシュエーションの付与及び株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引は行われません。

3. ロックアップについて

引受人の買取引受けによる売出しに関連して、売出人である日清紡ホールディングス株式会社並びに当社株主である日本マスタートラスト信託銀行株式会社（退職給付信託口・株式会社百十四銀行口）及び株式会社香川銀行は、大和証券株式会社に対し、売出価格等決定日に始まり、引受人の買取引受けによる売出しの受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間（以下、「ロックアップ期間」という。）中、大和証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の売却等（ただし、引受人の買取引受けによる売出し等を除く。）を行わない旨合意しております。

また、当社は、大和証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、大和証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の発行等（ただし、株式分割又は株式無償割当てに伴う当社普通株式の交付等を除く。）を行わない旨合意しております。

ご注意：この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。この文書は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社は当社株式について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

なお、上記のいずれの場合においても、大和証券株式会社は、ロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意：この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。この文書は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社は当社株式について、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。